

令和8年1月

会 員 各 位

一般社団法人埼玉県LPガス協会

**「埼玉県 第5回 LPガス料金負担軽減補助事業」へのご協力について  
(大切なお願い)**

これまでの「埼玉県LPガス料金負担軽減補助事業」につきまして、会員の皆様から大変なご協力をいただき、多くのお客様に県の支援をお届けすることができました。ご協力に深く感謝申し上げます。

この度、第5回のLPガス料金負担軽減補助事業が行われることとなりましたので、引き続きのご協力を賜りたく、宜しくお願い申し上げます。

記

1. 第4回との主な変更点

- ①支援対象期間：原則として令和8年1月から3月分の使用料のいずれか  
(冬の繁忙期における業務のひっ迫などによりやむを得ない場合は4月分)
- ②1世帯あたりの補助金上限金額：3,200円(税抜き)
- ③実績報告時の値引きの事実が確認できるもの(検針票又は請求書の写し等)
  - ・交付決定通知書の送付時に事務局が指定した整理番号の対象顧客について、実績報告書と同時提出(上限5件分)
- ④補助金振込期限：実績報告書を提出後(補正がある場合は補正終了後)3週間程度  
を目安に交付

2. 補助事業の詳細については、埼玉県のホームページをご参照ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0403/dai5kailpgashojogigyoku.html>

- ・“埼玉県LPガス料金負担軽減補助事業”で検索してください。

- ◆第4回の補助事業では、第1～3回に比べて販売事業者様の申請率が減少しており、改めて県化学保安課より補助事業への協力要請がございました。
- ◆補助事業の申請や事業報告等は、原則として電子申請で行うこととなっておりますが、電子申請を行うことが困難な事業者様におかれましては、埼玉県のホームページに掲載されている「補助事業の事務局(業務委託先)」へ直接ご相談いただきますようお願いいたします。